第4回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計 に関する保育事業者検討会

平成20年11月17日

参考資料8

都市部における保育事業の運営に当たって

平成20年11月17日 株式会社ベネッセスタイルケア 佐久間 貴子

都市部において保育を担う事業者として、保育を必要とする子ども・家族の「よく生きる」を応援するために、また、都市部に多数存在する待機児童の解消に向けて、量的な側面でも質的な側面でも保育サービスを向上し、少子高齢社会の課題解決に少しでも貢献していきたいと考えております。

■ 都市部における運営費額の増額について 【再掲】

現在、都市部における保育事業の運営は、地方自治体独自負担に依存しており、 地方自治体独自加算がないと都市部では保育所が運営できないのが現状です。保育 所の経営実態の調査を行い、都市部における保育所運営費額を国が適正に定めてい ただきますよう、要望いたします。

また、保育所を設置する法人の類型にかかわらず同様の補助が望ましく、現在、 都市部においては土地建物を賃借して運営している保育所が増えていることから、 保育所運営費についてハード交付金に相当する額を増額 していただけると有難く 存じます。

■ 利用者による選択について

「利用者(親)の選択に委ねると親の都合で保育所が選ばれ、子どものことが後回しになるのでは?」という議論がありますが、やはり親は「子どもにとって良い保育園」を選んでいくと考えます。弊社でも「よりよく生きる力の基礎を育てる」という保育目標を掲げ、保育の質を高める努力を続けてまいりたいと考えています。一方、セーフティネットを必要とする子ども・家族のためには、すべて利用者の選択に委ねるのではなく、行政が関与する何らかの仕組みを残す必要があるではないかと考えております。